

# 2003 年度版環境基本計画年次報告書に対する環境政策 審議会の答申及び市民意見とその対応措置

## 第6章

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境政策審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

2003 年度版年次報告書については、2003 年 11 月 25 日から 2004 年 1 月 6 日まで縦覧を実施して意見を募り、提出された意見書を添えて 2004 年 1 月 21 日に環境政策審議会に諮問し、環境の現状を踏まえた市の環境施策の実施状況等について点検・評価を受け、その結果が 2004 年 4 月 28 日に答申されています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、各関係機関において市民から提出された意見とともに、市の対応措置を取りまとめ、関係機関への周知を図っています。

2003 年度版環境基本計画年次報告書に対する環境政策審議会の答申における指摘事項及び市民意見と市の対応措置の概要は、次のとおりです。

### ■環境政策審議会の答申における指摘事項と市の対応措置の概要

#### 1 環境要素に係る重点分野

項目	意見の内容	対応措置
大気汚染の低減	1 都 3 県によるディーゼル車運行規制に連携した取組や市独自のクリーン軽油普及のための助成制度、さらに交通需要管理計画の策定及び推進の一つとして、通勤用高速バスの運行開始等、ディーゼル車を中心とした自動車排出ガスによる大気汚染の低減に向けた市の取組は評価できるものである。 大気汚染状況について、2002（平成 14）年度までの二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の推移を見ると、二酸化窒素はほぼ横ばいで推移し、浮遊粒子状物質は概ね減少傾向にあり、特に、2002（平成 14）年度においては、最近 10 年間で最も低い値であった。2002（平成 14）年度における大気中の浮遊粒子状物質濃度の低下に、上記取組がどれほどの効果を及ぼしたか、早急に検討すべきと考える。	大気中の浮遊粒子状物質の年平均値の低下傾向はディーゼル車対策を主とする各種取組の総合的な効果の表れと考えております。 市独自のクリーン軽油の導入及びその普及への取組は、ディーゼル燃料の良質化への動向を加速させた要因の一つと考えております。 環境大気濃度の低下は川崎市ばかりでなく、首都圏を中心とした広域的な取組による効果と考えられることから、1 都 3 県によるディーゼル車運行規制やそれに向けた燃料の良質化（硫黄分の 50ppm 化）による効果について、八都府市首脳会議大気保全専門部会において検討・把握していく必要があると考えております。
	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値と環境基準（対策目標値）の達成状況との推移が必ずしも同じ傾向を示さないことは、昨年度も観察されたところであり、特に、浮遊粒子状物質の達成率は、一般局、自排局ともに 1999（平成 11）年度及び 2000（平成 12）年度より低下している。環境基準の達成状況は、気象条件の影響を受けることは以前から疑われているが、年平均値と環境基準達成状況の推移の問題は、市民の理解を得る上からも速やかに解明されたい。	浮遊粒子状物質の年平均値は低下の傾向にありますが、気象条件等により一時的に高濃度が観測されることがあります。この気象条件等のひとつとしては風の収束線ができ、その収束線付近で高濃度になる傾向がみられました。また黄砂の飛来によるもの、光化学反応等による二次生成物質の生成についても確認されました。今後も高濃度出現時にはデータの解析及び原因の解明に努めてまいります。
	2010（平成 22）年度において重点目標を達成するには、各種施策の効果を把握・評価し、継続的に見直しを行っていく必要がある。特に、重点取組として挙げられた「自動車交通への新しい取組によるまちづくりの展開」と「自動車交通への依存を抑制したライフスタイルの形成」には、持続的な効果が期待されるものであり、川崎市に適した各種交通需要管理、あるいは公共交通優先システム等の導入・拡大を検討すべきと考える。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、窒素酸化物及び粒子状物質について対策目標量を定め、これを担保するために新しい規制方式（バスケット方式）を導入する等の規制強化を図ったところです。今後、この条例に規定する固定発生源対策を的確に運用し、大気環境の改善を進めてまいります。

項目	意見の内容	対応措置
大気汚染の低減	<p>固定発生源からの窒素酸化物や粒子状物質の排出量は、自動車からの排出量に比べ膨大な量となっている。大気環境濃度への発生源寄与率を考慮すると、自動車排出ガス対策は喫緊の課題であり、重点分野として市においても積極的な取組を進めているが、固定発生源対策の充実にも努めるべきである。</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、窒素酸化物及び粒子状物質について対策目標量を定め、これを担保するために新しい規制方式（バスケット方式）を導入する等の規制強化を図ったところ。今後、この条例に規定する固定発生源対策を的確に運用し、大気環境の改善を進めてまいります。</p>
化学物質の環境リスクの低減	<p>1999（平成11）年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」により、市内事業所からの化学物質の大気や河川への排出総量が明らかになったが、市民の要望に応え、地元地域の排出量や経年変化についても情報を提供すべきであり、又事業所には積極的な排出量の公表を望みたい。</p>	<p>PRTR法により把握した排出量・移動量に基づき、市内における化学物質の排出状況を集計し、環境局事業概要やインターネットあるいはリーフレット等により、2001年度届出排出量を基に経年の推移を確認するなど、よりわかりやすくかつ詳細に情報を提供します。また、一部の事業所では環境報告書などによる排出量の自主的な公表がなされていますが、より多くの事業所が実施するよう、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の化学物質適正管理指針に基づいて、働きかけてまいります。</p>
	<p>2003（平成15）年度に市民、事業者、行政をメンバーとする「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」が発足しており、今後の活動を期待したい。</p>	<p>「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」での活動やセミナーの開催など、市民、事業者、行政が川崎市の環境中の化学物質について情報や意見交換を行い、理解を深め、ひいては自主的に行動する仕組みを推進するとともに、その活動について情報発信してまいります。</p>
	<p>一定の規模や取扱量等の要件を満たさず、PRTR法の対象外となるような中小の事業者からの排出量についても、必要に応じて、公害防止等生活環境の保全に関する条例に定める「化学物質の適正管理に関する指針」の活用を図り、的確な調査方法によって、把握に努められたい。</p>	<p>PRTR法の対象物質を取扱っている事業所で、届出要件を満たしていない届出外事業所につきましては、排出実態把握が容易ではありませんが、その排出量は無視できないと考えられるため、条例の対象事業所のうち、可能なところから「化学物質の適正管理指針」による調査等を行ってまいります。</p>
緑の保全・回復	<p>川崎市、幸区等の臨海部から内陸部については緑地の推進が、麻生区、宮前区等の丘陵部については緑地の保全が課題であることは、これまでと変わらない状況にあり、重点目標の達成に向け、更なる施策の推進が求められる。</p>	<p>川崎市・幸区等の臨海部から内陸部については、平成15年度に策定した川崎駅周辺地区緑化重点地区計画に基づき、公共施設の壁面緑化をはじめ、駅前花壇の整備、街路樹緑化、公園整備など緑を増やすことを中心として施策の推進を図ってまいります。</p> <p>また、麻生区・宮前区等の丘陵部については、①市域に存在する斜面緑地を多様な条件から評価した「斜面緑地保全カルテ」を作成し、斜面緑地の現状及び保全すべき優先順位を明確にしました。②この「斜面緑地保全カルテ」を活用し、評価ランクの高いものを山林地権者の御理解と御協力を得ながら、優先的に緑地保全地区に指定し保全を図っていくほか、新たに「保全配慮地区」を設定し、その他条例・要綱による様々な取組を効果的に活用し保全を図ってまいります。③まちづくり3条例の制度と緑の条例の改正により、樹林地等の存する土地における開発事業について、「自然的保全配慮書」の提出を義務付け、早期段階における協議が可能となりました。④緑地保全地区等の維持管理について、それぞれ「保全管理計画」を市民と協働しながら策定を進めております。</p>
	<p>屋上緑化については、2003（平成15）年度から施行されている屋上緑化・壁面緑化の助成制度の効果の期待したい。他の自治体では、屋上緑化を義務付ける条例の制定により取組を進めているケースもあるが、川崎市の場合は、緑地の少ない地域について、屋上緑化にふさわしい地区、積極的に屋上緑化を推進すべき地区を設けるなどして、きめ細かな対応が必要と考える。</p>	<p>本市では、これまで屋上緑化等の普及啓発に関して、特に既存建築物への緑化の普及が大きな課題となっていました。そこで、平成15年度に助成制度を導入することで既存建築物への緑化をさらに啓発し、屋上緑化等の推進を図ることとしました。また、緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑地の整備及び都市緑化などを重点的に推進するため緑化推進重点地区（川崎駅周辺地区・小杉地区・新百合丘地区）を選定して、当該地域を緑化される場合に限り助成額の割増措置を設けています。</p>
	<p>市民から、樹林地、農地の目標値が現状より低いという意見があった。これらの目標値は、将来にわたって担保されるべき目標値であることから、各種施策により毎年どれほどの樹林地や農地が確保されたか、市民にわかるような記述とすべきである。</p>	<p>市域全体の緑被率で示されている現状の緑のうち、都市に不可欠な環境資源として重要な樹林地・農地を将来的に保全するものとして示しております。これにつきましては御指摘のとおり、経年的な理解がしやすくなるよう記述に工夫を図ってまいります。</p>
	<p>緑被率は1999（平成11）年9月の人工衛星による調査結果を掲載しているが、その後の増減が明らかとなっていない。緑地の保全に関する施策を評価するためにも、緑被率の推移を明らかにする必要はある。</p>	<p>緑被率の調査については、広域的な緑等の量的把握に向けた近隣自治体の動向を踏まえ、継続的な調査が可能な手法についての検討を充分に行い、実施に向けて取り組んでまいります。</p>

項目	意見の内容	対応措置
地球温暖化防止対策の推進	<p>地球温暖化防止対策の推進の重点目標達成には、市民、事業者等の各主体の協力と省エネ行動の実践等によるライフスタイル及び産業活動の改善が重要であることは言うまでもないが、特に、市内最大の排出源である産業部門から有効な排出削減が無い限り、重点目標の達成は困難である。多くの事業所が日本経済団体連合会や各産業団体等の支援・指導のもとに、自主的に排出削減に努力していることは承知しているが、さらに一層の削減努力を期待したい。</p>	<p>川崎市地球温暖化対策地域推進計画〔改訂版〕においては、2010年までの期間を3つに区切り、それぞれの期間における各主体の削減シナリオを明らかにし、「ステップ・バイ・ステップ」の採用により見直しを図りながら取組むこととしております。</p> <p>事業者分野の2004年から2005年までの第1期間では、現在の排出量の増加傾向に歯止めをかけることを目標に、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく自主的な取組の徹底と、事業者の取組が促進される取組メニューの作成を行い、事業者の自主的な取組の促進を図ります。</p>
	<p>地球環境保全行動計画推進会議が2003（平成15）年10月に発表した「地球環境保全行動計画改訂素案」の提示する事業者の二酸化炭素排出削減の取組に関するメニューを高く評価したい。産業部門のこのメニューに沿った行動とその点検を可能にする産業部門とのコミュニケーションの場を設けることを提言する。</p>	<p>推進会議における市民、事業者、学校、行政の4つの部会構成を維持し、地域推進協議会による推進体制の整備を図ることとしており、経済団体、業界団体、転換部門や産業部門の企業が参加している事業者部会での取組と拡大を重視していきます。</p>
	<p>二酸化炭素等の排出量削減努力を進める上で、排出量の正確なデータが必要であることは言うまでもない。この度、1995（平成7）年度以降初めて市内における排出量（2001（平成13）年度）が算定され、年次報告書に公表されたが、今後とも、引き続き排出量の算定・公表を望みたい。</p>	<p>市内の二酸化炭素総排出量は、石油等消費構造統計表（転換部門・産業部門）や床面積（業務系ビル、学校、行政）、交通センサス（自動車）を利用して算定していますが、個々の事業所の取組成果が市内の総排出量に直接的に反映されないケース（業務系ビル、学校、行政）もあります。</p> <p>各主体における取組の成果を反映する仕組の検討を進めるとともに、個々の事業所、学校等における温室効果ガスの算定結果を用いた総排出量の算定方法についても、検討を進める必要があると考えております。</p>
資源の有効活用による循環型地域社会の形成	<p>市民に分かりやすい数値目標や具体的な行動内容を示すことなどにより廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）に努め、次に、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）及び適正処理に係わる具体的な取組を地道に進めていくことが何より重要と考える。その上で、市民との協力が不可欠であることを改めて指摘したい。</p>	<p>循環型社会の形成に向けた取組を進めていくためには、市民・事業者の皆様のご協力が必要不可欠であり、そのためには、市民・事業者の皆様にとって具体的なかつわかりやすい数値目標及び行動内容を示すことが大変重要であると考えます。</p> <p>そこで、現在作成中である新たな一般廃棄物処理基本計画と行動計画については、市民・事業者の皆様によりわかりやすく、市民・事業者・行政の三者が協働して取り組むことができる具体的な数値目標、行動内容を盛り込んだものとしてまいりたいと考えております。</p>
	<p>ごみの減量化・リサイクルに向け、一層の市民参加を促進するためには、既存の廃棄物減量指導員制度に加え、例えば地域環境リーダーの活用など、新たな手法の導入を望みたい。</p>	<p>現在、本市では、廃棄物減量指導員の方々に、地域の住民の皆様と市を結ぶパイプ役として、ごみ減量の普及啓発やリサイクル活動実践の指導等、様々な活動をお願いしているところですが、今後より一層のごみ減量化・リサイクル等の活動の活性化を図るためには、これまで以上に市民の皆様のご参加が必要不可欠であると考えております。</p> <p>そこで今後は、廃棄物減量指導員の方々にお願いするだけでなく、地域環境リーダーやボランティアの方々といった市民の皆様との協働を踏まえた循環型社会への取組の実施に向け、新たな市民参加手法の導入に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
環境教育・環境学習の推進	<p>市では、体験型学習や「総合的な学習の時間」を活用した環境教育・学習等に積極的に取り組んでいることを評価したい。さらに、全小中学校への省エネナビの普及拡大やアルミ缶のリサイクルを通した環境倫理の確立等に向けた一層の取組を要望する。</p>	<p>本市における省エネ教育につきましては、2001（平成13）年度までに川崎区の市立小学校を中心に現在21校が省エネ共和国（財団法人省エネルギーセンター）に登録をして、「省エネナビ」を活用した省エネ活動に取り組んでまいりました。また、「省エネルギー教育推進モデル校」として、市立小学校7校（新町、西御幸、上作延、東小倉、王禅寺）、市立中学校2校（中原、枅形）が、「省エネナビ」を活用して、各校独自の省エネ活動の推進、家庭、地域への省エネ活動の発信や連携推進等に取り組んでおります。今後とも、これらの取組を全市に広げるため、省エネ教育推進校打ち合わせ会を開催するとともに、省エネナビの普及拡大を進めてまいります。</p> <p>社会科副読本「川崎市の清掃」（小学校4年生）を活用し、総合的な学習の時間で、資源収集・リサイクル活動、地域活動と関わりを持つ体験活動等に取り組んでいます。今後ともこれらの取組の充実に向け支援してまいります。</p>
	<p>地域における環境活動の場の設定については、当審議会は過去にも指摘しているところであるが、「市民活動センター」等を利用しつつ、場の充実に努めてもらいたい。</p>	<p>環境教育・学習の場として、現在、ニヶ領せせらぎ館や市民館、市民活動センターなどが、その役割を担っていることから、今後はこれらの拠点をITで結ぶなどの検討をしてまいります。企業との連携につきましては、「地球環境保全行動計画推進会議」の事業者部会や学校部会との連携を図ってまいります。</p>



## 2 政策手段に係る重点分野

項目	意見の内容	対応措置
市民、事業者、市のパートナーシップの構築	市民や事業者の理解と協力の下に環境問題の解決を図るには、各主体間の対話を通じて合意形成を図る、即ち環境コミュニケーションを進めることが求められており、市のイニシアチブが必要と考える。	環境コミュニケーションを促進するため、市民、事業者、行政の三者で構成される「環境パートナーシップかわさき」や「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」などの場を活かし、三者の多様な連携・交流を促すよう努めてまいります。
	地域における環境活動の場の設定については、当審議会は過去にも指摘しているところであるが、「市民活動センター」等を利用しつつ、場の充実に努めてもらいたい。	環境教育の場として、現在ニヶ領せせらぎ館、市民館などがその役割を果たしています。今後はこれらの充実に努めます。
	地域環境リーダーの人材が、必ずしも十分活用されているとはいえないが、2003（平成15）年度から構築を始めたネットワークを活用しつつ、さらに、環境行政への参加や地域で活躍できる場の充実に努めてもらいたい。	118名いる地域環境リーダーのネットワークを通し、環境保全活動に関する場や機会の提供を行っていきます。

## 3 環境要素ごとの環境の現状と主な施策概要

項目	意見の内容	対応措置
全般	2010（平成22）年度の目標達成に向かって講じられる各種施策の効果を市民に分かるようにするため、可能な限り実績や計画を指標に基づき定量的な記述に努めるべきである。	御指摘のとおり記述に努めます。
光化学オキシダント	光化学オキシダントは、全測定局で環境基準が達成されていない。2002（平成14）年度には、健康被害も届けられており、このようなことから、国が現在推進している揮発性有機化合物（VOC）に関する規制の動向を見ながら対応を検討すべきである。	光化学オキシダントの対策につきましては、オキシダントの発生原因のひとつである炭化水素系物質の排出状況について調査を進めるとともに、国の規制の動向を見ながら、より一層の調査研究を進めてまいります。
水量	市内河川の流量は年々減少し、生育魚類や周辺環境への影響について調査が必要と考える。しかし、もし影響が認められたとしても、この減少は下水道の普及によるものであり、その普及率が100%近い現在、如何なる対策をとるべきか、慎重なる対応が求められる。	下水道の普及が進んだことにより、市内河川の水量は減少傾向にあります。河川水の確保をするためには、下水処理水を再利用することが考えられます。しかし、水質面や河川への還流する場合の費用負担、維持管理など課題をかかえておりますので、関係部局とも連携を図りながら取り組んでいく必要があります。 河川の流量対策については、1993（平成5）年に策定した「川崎市河川水質管理計画」の中で「固有水量の確保」として、湧水地の保全、地下水の涵養、雨水流抑制等の施策を実施しています。さらに、2002（平成14）年に「川崎市地下水保全計画」を策定し、この中で雨水浸透施設の設置の促進、河川構造の改善を進めている。 また、公害研究所では、毎年河川の生物分布調査を毎年行っております。

## 4 環境配慮指針の実施状況

項目	意見の内容	対応措置
市の配慮指針	区役所における環境への配慮の取組がまとめられているが、地域における環境への配慮は、区役所における取組がますます重要となる。地域住民とのネットワークや地域における自然との共生に向けた取組を展開する上でも、区役所における環境配慮の取組を強化する必要がある。	今後も、区役所におけるごみの分別・減量化に努め、各種イベント等において資源再利用や省エネルギーなど環境保全に対する意識の啓発などの取組を進めてまいります。 また、機会を捉え関係局との連携を図ってまいります。
市民の配慮指針	市民の環境配慮指針については、地球環境保全行動計画推進会議の中の市民部会における取組をまとめているが、環境配慮指針の取組は、市民部会に止まらず、広く普及する必要がある。このため、年次報告書に、市民が日常生活行動において環境に配慮すべき具体的な取組を明らかにする必要がある。	具体的な配慮事項については、環境基本計画に示されているところであります。今後は、市民部会の取組に止まらず、広く紹介してまいります。

## 5 基本計画の総合的施策の推進

項目	意見の内容	対応措置
環境調査制度の推進	環境調査は、事業の基本構想や環境基本計画等の初期の段階から、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行うため、1994（平成6）年10月に導入された制度である。導入後10年を経過する中で、この制度による事前評価の効果について検証し、年次報告書に掲載してもらいたい。また、環境調査制度と環境影響評価制度の関連についても、明らかにすべきである。	御指摘に基づき、2004（平成16）年度から効果の検証及び適正な制度の確立に向けて検討を開始したいと計画しております。
広域的な対応の推進	広域的な取組として、七都県市首脳会議（2003年4月から八都県市首脳会議）による取組や首都圏1都3県におけるディーゼル車規制等がまとめられているが、緑地の保全についても、隣接する自治体との広域的な連携について取組を進めてもらいたい。	八都県市首脳会議に緑化政策専門部会を設置し、八都県市で連携して緑の保全、再生に係る国への要望等を行うとともに、2003年11月13日には緑の保全及び創出に関するアピールを行いました。また、貴重な多摩丘陵の保全を効果的に進めるため横浜市、町田市とともに三市連携多摩緑地保全プロジェクトを結成いたしました。今後も広域的な連携に取組んでまいります。
全般	各分野で表現の論調が異なるので、今後の改善が望まれる。	数値で評価できるところと、できないところで論調が異なっていますが、今後論調を揃えるよう務めてまいります。
	市民意見の中に、概要版の発行を望む意見が見られ、また、当審議会の過去の答申においても同様な指摘を行っているが、市民に市の環境施策の全てを公表することも必要である。本編と概要版の両方を作成することは、経費の面から困難であると思われるが、本編を閲覧し、概要版を配布する等、年次報告書の発行方法を工夫してもらいたい。	今後年次報告書の発行方法については、検討してまいります。
	多くが環境行政に対する問題指摘型であったが、今回は、環境施策に対する提案型の意見が多く見られた。当審議会の点検・評価において、これらの意見を大いに参考としたところであるが、市においても、市民から提出された貴重な意見を真摯に受け止めてもらいたい。	市民意見の中で提案された事項につきましては、これからの環境行政の推進に役立つものもあることから参考にいたします。
その他	市においては、食品の安全性に関し各種対応が進められているところであるが、本年2月における「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」の施行や最近の鳥インフルエンザの問題に鑑み、食品の安全性確保の取組について一層の充実強化を強く求める。	遺伝子組み換え生物等に関連する食品としては、遺伝子組み換え大豆、とうもろこし等がありますが、これに対しては、各区保健福祉センター及び中央卸売市場食品衛生検査所が、日常的な食品衛生監視の中で、表示の確認及び収去試験等を実施しています。本市では14年度から遺伝子組換え食品の試験検査を実施していますが、現在までに違反はありません。 また、高病原性鳥インフルエンザについては、ウイルス感染した食鳥肉等が流通しないように、関係行政機関と連携して情報の収集に努めるとともに、市内で食鳥を取扱う施設の監視を強化し、食品の安全確保に努めています。これまでに市内に感染食鳥肉等が流通したことは確認されていません。 現在までのところ、食鳥肉等からヒトに高病原性鳥インフルエンザが感染した事例は世界的に確認されていませんが、本市では、本ウイルスの蔓延の防止を図るため、死亡カラス、ハト等の通報があった場合、生活環境事業所が収容・搬送し、川崎市動物愛護センターがウイルス検査を実施しています。本年3月から検査を実施していますが、ウイルス検出例はありません。 なお、不安を抱く市民の方には、各区保健福祉センター衛生課が相談を受けています。 本市では、食の安全は市民の健康に関する重要な問題と認識し、昨年度、食の安全確保の施策体系を充実したところであります。また、この体系の中で、危害度の高い食品等を取扱う施設を重点的に監視し、効率的、効果的に食の安全を確保するために、「平成16年度川崎市食品衛生監視指導計画」を策定・公表し、積極的に市民の健康の保護を図っています。

## ■ 2003年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置

### 1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
大 気	本市の場合、窒素酸化物・浮遊粒子状物質とも、その排出量は、自動車よりも工場・事業所のほうが圧倒的に多いことから、対策の重点は固定発生源対策の移して行くべきである。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、窒素酸化物及び粒子状物質について対策目標量を定め、固定発生源対策に取り組んでおります。
	(p6) 光化学スモッグの健康被害の届出(37名)が7年ぶりにあり、とあるが、原因追求や気象条件への探求が不足している。又、2003年度には、通報の不手際があったが、記述不足ではないか。	光化学スモッグの発生メカニズムについては、未だ十分に解明されていない状況にあります。光化学オキシダントの発生原因である炭化水素系物質の排出状況について調査を進めるとともに、原因解明に向けて、より一層の調査研究を進めてまいります。 また、注意報の広報につきましては、関係各局と協議し、問題点について見直しを行いました。今後とも、注意報等が発令された際は、迅速な広報に努めてまいります。
	(p11) NO <sub>2</sub> の自排局の0.06ppmを超えた日数が0~5日間とバラツキがあることがわかったが、各局の詳細を記述すべきである。	図は、環境基準の達成・非達成に加え、環境基準値0.06ppmを超える日数(割合)の実態について示したものです。御指摘の点を踏まえ、より分かり易いものに改善してまいります。なお、各測定局の詳細につきましては、「川崎市における大気汚染(2002(平成14)年度)」及び「公害監視センターホームページ」にも掲載しております。
	大気質について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントが環境基準の目標達成率0%となっている。計画目標が達成できるよう、条例を設けるなど、実効性をあげる対策を講ずる必要がある。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、固定発生源に係る対策目標量を設定し、これを担保するために新しい規制方式(バスケット方式)を導入する等の規制強化を図ったところです。今後、この条例に規定する固定発生源対策を的確に運用し、大気環境の改善を進めてまいります。
自 動 車	(p12~13) SPMの排出量で<自動車>の記述にて、(1)経済活動で車の走行量の関係はないのか、(2)ガソリン車とディーゼル車等の台数の変化はないのか。	(1) 走行量は全国道路交通情勢調査の結果を基に保有台数の変化等を勘案して推計しており、経済活動の変化量と走行量についての関係は特に把握しておりません。 (2) 自動車の市内登録台数の変化を最近4年間で見ると、総数は1999(平成11)年度末で45.5万台から2002(平成14)年度末の46.7万台で、ほぼ同様な値です。 ガソリン車は、1999(平成11)年度末の38.9万台から2002(平成14)年度末の41.1万台へ漸次増加傾向が認められますが、ディーゼル車は、1999(平成11)年度末の6.4万台から2002(平成14)年度末の5.4万台へ漸次減少傾向が認められます。
	(p15)低公害車の台数は、公用車1801台のうち319台とあるが、%表示と、昨年との比較、今後の計画等を具体的に示してはどうか。なお、2~3行目上のディーゼル車の一部を…とあるが、何台を行うのか不明確である。	これまでは電気、天然ガス、ハイブリッド、メタノール自動車を低公害車としていましたが、2001(平成13)年度に国がガソリン車やディーゼル車で低排出ガス車を低公害車と認定したため、2002(平成14)年度から八都県市指定低公害車を含めた低公害車の台数を把握しています。表記方法は検討いたします。低公害車の導入計画は「川崎市自動車公害防止計画」で2005(平成17)年度末に20%としています。
	(p15)クリーン軽油普及のための助成制度について、市バスで…とあるが、右の表を見ると、他の車も利用しているのか？	クリーン軽油の助成制度を活用しているのは、市バスと民間バス事業者2社だけです。
	(p15)低公害車などについていわれているが、「電気自動車等」の(p59~60)走行の実態をつかめないのか。	市内で登録されている低公害車の台数は把握しております。走行の実態については、市公用車は把握しておりますが民間車両についてはつかんでおりません。
公害健康被害	浮遊粒子状物質に関し、2.5mg/m <sup>3</sup> 以下の微小粒子による健康影響が懸念されて久しい。市としても実態調査に努め早急に対策を立てるべきである。完全な解明がされなくとも、予防的措置を講じていく必要がある。	実態調査については、PM2.5の連続自動測定機による調査を公害監視センターが2000(平成12)年度から、田島局と池上局で開始し、「川崎市の大気汚染」に報告しております。 また、公害研究所でニールサンブラーによる測定を検討しておりますので、近い将来報告できる予定です。それらの結果をふまえ、対策の検討に入る予定であります。



項目	市民意見要旨	対応措置
水質	<p>ニヶ領用水本線の堰前橋の水質が宿河原線出合い橋より格段に良いという結果が出ているが、ウォッチングしたところでは堰前橋付近ではその水は淀んでいて水量は豊富でも清涼感は全くといってない。表面の上澄（ウズミ）水でなく底のヘドロを調査すれば生物が棲めない状況ではないか。問題点を掘り起こし実態を正確に把握・分析し、目標に向かった適切な対策や施策が効を奏しているのかどうかを報告していただきたい。</p> <p>「多様性指数」というのは理解しにくいのではないかと多くの水質検査報告において、複数の指数による表示が行われています。そのうち、多様性指数と汚濁指数は必ず表記されており、両方の提示が望ましい。しかも、いずれの場合も階級も併記されている。指数そのものよりも階級の方がどのレベルなのかイメージしやすい。地図上で色分けすれば汚濁の程度が一目瞭然だと思います。</p>	<p>堰前橋は、神奈川県知事が定める水質測定計画の調査地点となっており、月に1日（1日4回）調査を行っています。採水地点の深さは、この計画で定められ、河川は原則として流心部とし、水面から水深の2割程度の深さとされ、堰前橋の水深は約2.3mあり、通常水面から50cmのところまで採水しています。</p> <p>流速につきましては、御指摘のとおり、毎秒3～6cmで、見た目には淀んで見えます。これは、下流の円筒分水の関係で水面の高さが必要なため、平瀬川合流部に堰を設け、円筒分水に入る水の量を調整しているからです。</p> <p>川底につきましては、底質調査（川底の堆積物の分析）で、この場所を調査した結果、堆積物が約3cm程度あり、ほとんどが砂質でした。ただ、川床がコンクリートで出来ており、魚等が棲みやすい条件ではありません。</p> <p>水生生物を使った水質階級ですが、環境省が行っている全国水生生物調査で採用している簡易水質判定法で水質階級を求めていますので、今後、併記いたします。</p> <p>図の件でございますが、1河川1地点となっておりますので、作成には無理があると考えています。</p>
化学物質	<p>「有害な化学物質が適切に管理され、環境汚染が生じてないこと」を担保する上からも各化学物質の発生量についても配慮すべきである。</p> <p>ゴミ焼却施設の3ヶ所 10 炉の排出データについて、冬季の各焼却炉の排出濃度データを表示して欲しい。炉の取り入れ空気の気温の低い冬季が、高い夏季よりダイオキシン生成のリスクは大きいと考えられる。監視測定はより高いリスクの条件で測り、対策を考える方が良いのでは？冬季を主体に夏季の年2回測定（三回なら春または秋を加える）を行いたい。</p> <p>14 年のゴミ処理センター周辺大気の大気中のダイオキシンの測定結果について一週間サンプリングとはどのような方法なのか。サンプリング方法を変えたことによるデータの妥当性確認の評価を示してください。</p> <p>(p20) (ダイオキシン類の大気への排出量) で、2001 年度の特定施設からの……とあるが、施設数、増減の記述をすべきである。(比較のため)</p> <p>(p21～22) PCBについて、(p150)に昨年の対応措置が記述されているが、本文についても明記し、増減等の現状を示すべきである。また、東京電力の分解工場はどうなっていて、今後はどうなるのか</p>	<p>化学物質の排出量に関しましては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の推進に関する法律（PRTR法）」により、人の健康を損なうおそれ又は生態系へ影響を及ぼすおそれのあるものなど 354 の化学物質について、2001（平成 13）年度分以降の排出量及び移動量が把握されています。</p> <p>2001（平成 13）年度分の川崎市における排出量及び移動量の集計値は、年次報告書、第 2 章化学物質の環境リスクの低減「化学物質の排出総量」（p18）に概要を記述しています。なお、詳細はインターネットのホームページに掲載しています。</p> <p>夏季、冬季に限らず焼却炉の燃焼温度は変動なく運転操作しておりますが、年 2 回以上測定するよう検討します。</p> <p>環境省の「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」では、大気中のダイオキシン類の調査は、当初、24 時間連続して空気を吸引して試料を捕集する方法によっていましたが、2001（平成 13）年 8 月に 7 日間連続して空気を捕集する 1 週間サンプリングが追加されました。</p> <p>1 週間サンプリングは、①ダイオキシン類が、長期的な暴露による健康影響が問題となる物質であることから、モニタリングにおいては長期間の平均的な濃度を把握することが重要であること、②ダイオキシン類の排出は、時間変動が認められ、モニタリングにあたって、時間変動が適切に平均化されることが望ましいことから、国の検討会での検討の結果、追加されたものです。なお、1 週間サンプリング手法は、24 時間サンプリングを 7 日間繰り返し平均化した値と比較して、同等の精度が確保できることが確認されています。</p> <p>御指摘のとおり、対象施設数を記述すべきであると考えます。ちなみに、市内における 2001 年度末のダイオキシン類を発生する大気関係の特定施設は、85 施設（うち、廃棄物焼却施設 76 施設）、2002 年度末の特定施設は 74 施設（うち、廃棄物焼却施設 65 施設）で、廃棄物焼却施設が 11 施設減少してました。</p> <p>今後は、実績欄にできる範囲で情報を記載してまいります。また、東京電力は自社で管理している PCB 廃棄物を処理するため、PCB を含む絶縁油の分解施設及び絶縁油を抜いた後の変圧器等の洗浄を行う洗浄施設を建設し、それぞれ 2002（平成 14）年 10 月及び 2003（平成 15）年 11 月から運転を開始しており、約 10 年程度を掛けて処理を完了する予定です。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
化学物質	塩化ビニルなどはダイオキシンの発生源であることから、代替品に変更するようメーカーに働きかけるべきです。	ダイオキシン類対策の観点から、塩化ビニルの代替品への変更をメーカーに対して働きかけることは、現行諸制度の枠組では難しい状況にあります。1998（平成10）年に環境局から庁内関係各局区室に対して「塩化ビニル使用製品の代替品への切り替えについて」働きかけを行っています。
	王禅寺ふるさと公園は、ごみ焼却灰の埋立地であると知りましたが、土壌のボーリング調査をしてどのような層に、どのようなダイオキシン濃度になっているか、公表してください。子どもが遊ぶところです。	王禅寺ふるさと公園のダイオキシン類に関わる調査は、2002（平成14）年7月に公園内の土壌について行っています。その結果は8.6pg-TEQ/gで、ダイオキシン類対策特別措置法により「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められた土壌環境基準の1000pg-TEQ/gを下回っております。このことから、大規模な土地の造成をしない限り、ボーリング調査の必要はないと考えております。

## 2 うるおいとやすらぎのある快適なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
水 辺	二ヶ領用水の水質・水量、歴史遺産・環境保全に関して言えば、その成果はここ2年間は停滞していると思います。昨年今年、決まりきったメンテナンス以外はなされなかった、といえる。水質基準は10年前に比べて改善されてきたが、多様な生物が生息する環境に近づいているのか？住民の心を和ませる環境づくりの方向へ進んでいるのか？	今後は二ヶ領用水総合基本計画を基に、水辺環境にも配慮した親水整備を考えてまいります。
	(p82 関連)、流量が減少していることに対する対策が明確でない。	流量対策といたしましては、1993（平成5）年に策定した「川崎市河川水質管理計画」の中で、基本的な方策として、水源の確保による「固有水量（絶対量）の確保」、「流れの状態の保全、整備」を定めています。 河川の固有水量の確保には、流域の地下水の湧出が大きな役割をもっていることから、雨水の地下浸透水量の増大、河床からの地下水の湧出という自然を尊重する都市構造に向けて施策を進めています。さらに、地下水の量の増大、水質の保全を目的とした「川崎市地下水保全計画」を2002（平成14）年に策定しました。 また、今後、水循環対策として雨水浸透施設の設置指針を策定し、河川水の確保に努めていきます。
	生田の五反田川は、未だに、自転車等が捨てられており、前に、清掃されて、又汚されている現実に対して、厳しい規制なり対策が必要と思う。	河川の清掃につきましては、今後も河川巡視の強化に努めてまいります。
緑（生物）	2003年度より屋上緑化等助成制度が施行され、又本庁舎の屋上には屋上緑化の実験場も作られ、都市緑化の面で一歩前進したものと評価します。都市の緑化をさらに推進するためには、条例を施行して義務化する必要があります。助成制度をより普及させるとともに、屋上緑化を義務付ける条例を施行することを提案します。	本市ではこれまで「川崎市緑化指針」「屋上緑化等の手引き」等を通じてガイドラインを策定し、屋上緑化等の普及啓発に取り組んできましたが、特に既存建築物への緑化の普及が大きな課題となっていました。そこで既存建築物への緑化が進まない主な原因には、新規建築物とは違い緑化の内容を制限する多くの条件（荷重・コストなど）が考えられるため、まず、条例化して基準を強化するのではなく、基準を緩和し助成策を導入（2003（平成15）年4月1日施行）することにより既存建築物への緑化を啓発することで魅力ある屋上緑化の推進を図ることにしました。 御指摘いただいている屋上緑化の義務化につきましては、助成制度による屋上緑化の推進の状況を踏まえて検討していきたいと存じます。
	残り少ない、樹林地や農地が年々減少しているのは本当に心が痛む。緑をさらに減少することを可能にする「目標値（樹林地400ha、農地500ha）」を設定しているのは問題ではないか。	緑の30プランでは、市民が健康で快適な生活を営むため市域面積の30%に相当する緑の確保を目指しております。30%の内訳としては、樹林地、公園緑地などまとまりのある緑を制度的に担保することを基本に、街路樹や河川、公共施設の緑化、住宅地や工場など民有地の緑の創出など総合的に都市緑化の推進に努めてまいります また、2002（平成14）年11月に市の附属機関である環境保全審議会から答申された「川崎市における新たな緑地保全方策について」（答申）を尊重し、緑地保全施策を推進してまいります。
	里山ボランティア受講生へのアフターフォロー、関心を持つ人々への情報発信を目的に、取組が必要と考えます。	里山ボランティア育成講座の受講生に対して、市内で活動している里山ボランティア団体を紹介するなど情報提供に努めてまいります。



項目	市民意見要旨	対応措置
緑（生物）	<p>公園面積の増加があまり見られない。総面積にしても1000haの目標に対して6割以下。これから7年間で目標に達する施策が見られない。抜本的に予算を増やすなど、予算に裏打ちされた施策が必要である。</p>	<p>現在、公園緑地面積は約592haで、目標達成までに約1.7倍の用地確保が必要となります。</p> <p>市では、これまでに身近な街区公園の整備、都市計画事業による生田緑地などの大規模公園の整備を計画的に進め、併せて低未利用地の活用による公園緑地面積の拡大を進めてまいりました。さらに来年度はミニ公募債の導入による近隣公園の用地取得を行うなど、新たな手法による施策の展開を加え、目標達成に向けて、引き続き努力してまいります。</p>
	<p>緑の質の問題があまり問われていない。市営ゴルフ場は、緑の質から言えば決して良好なものとは言えない。それに一部の限られた人しか使用できない、しかも経営的に赤字のものを、今後も継続していくことは非常に問題である。現在行財政改革で行政がやらなければならないものを厳しく評価している中、市営でゴルフ場を運営することはやめなければならないと思う。</p> <p>今まわりの緑の質が低下しているなかで、このゴルフ場のような広いまとまった場所の緑の回復は緊急にやらなければならないことだし、お金をかけなくてもすぐ決断さえすればできることで、ぜひ行政として決断して欲しい。</p>	<p>1 経営的視点 乗用カート導入などのサービスの向上により、ゴルフ場利用者も増えてきております。また、維持管理の外部委託や退職者の不補充による経費の削減に努めており、平成17年度には累積赤字を解消し黒字になる見込みとなっております。</p> <p>2 行財政改革の視点 ゴルフ場については、公園緑地協会に管理許可し市は使用料を徴収しております、この使用料の一部1億3千万円は生田緑地の維持管理経費として使用しており、市の財政運営にも貢献しています。</p> <p>3 動植物の生息地としての視点 当ゴルフコースは自然を生かした設計であり、多くの森や林（25.5ha）を有しています。 （財）日本緑化センター刊「生き物たちのゴルフ場」によりますと、都市部のゴルフ場にも多種多数の動植物が生育していると評価されており、当ゴルフ場には、キジやヤマドリといった野鳥やタヌキ、イタチといった哺乳類も生息しております。</p> <p>4 農薬等の視点 農薬の使用量は、2002（平成14）年は734.4kgとなっております。毎年3回の水質検査を実施しておりますが、いずれの項目についても基準内となっております。 芝生への着色につきましては、①春先の芽だしがよく生育が促進する。②霜の発生を抑える。③ボールの落下地点がわかりやすく、プレー進行をスムーズにするために行っています。着色に使用しています「エクセロンB」は、神奈川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱第2条に定める「農薬」に該当しないものです。</p>
	<p>農地減少の最大の原因は後継者不足であり、農業生産者と意思ある市民が連携した多様な農園の試みが必要。</p> <p>長続きする有効な農園維持のためには、農業指導が必要であり、農業者が高齢の場合は、経験ある市民や、他の生産者の支援で行うことも可能かと思う。一定規模の農園、参加する市民の数などの基準を設けて施設器具の支援、農業振興センターなどによる情報伝達、情報交換の場の設定などきめ細かい行政の支援を予算化し、具体的施策に入れていただきたい。</p>	<p>市が開設する市民農園とは別に、農家が自ら開設する体験農園の立上げを支援し、1農園開設しています。また、すぐれた農業技術をもった農業者に講師を依頼して、農作業経験のある市民を対象に「市民農園リーダー養成講座」を開講し、農園での栽培指導や管理の補助的な役割を担っていただくリーダーを養成しています。</p>
都市アメニティ	<p>先日宮前区役所の会合で「屋外広告物規制」の話をお聞きしましたが、電柱・架線・ケーブル等も立派な広告物であると思います。規制がないのはおかしいと思います。川崎市が日本で最初の通信施設等の改善条例なるものを策定してはどうか。</p>	<p>屋外広告物法及び川崎市屋外広告物条例においての「屋外広告物」とは、看板・広告塔・広告板や、はり紙・はり札・立看板等の物件そのもの事態が、広告としての意味をなす物、又は建物、その他の工作物等に広告の内容を掲出又は表示されたもの並びにこれらに類するものとなっており、今回の意味として挙げられました電柱、架線、ケーブル等の物件そのものを広告物として規制の対象として捉えておりません。ただし、電柱、架線、ケーブル等に広告内容を掲出又は表示した場合については、川崎市屋外広告物条例に基づき規制の対象となります。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
都市アメニティ	街の美観についてさわがれる中、住宅地のご真ん中に産業廃棄物が嵩高く積んであったり、公園の周りにゴミ集積所を設けてあるのはなんとしても合点が行かない。	産業廃棄物の保管については、廃棄物処理法で定められた勾配や高さ等の基準が定められています。 保管基準に適合しないおそれのある事業者に対しては、立入検査により適否を確認し、基準を遵守するよう指導しております。ごみ集積所の位置は、利用される住民や町内会などに決めていただくこととしていますが、位置決定にあたり住民間の合意が得られないなどの事情により、公園脇に設けられるケースも多々見受けられます。早急に改善することは困難と考えますが、今後改善に向けた手法等について検討してまいります。
	(p8)「オープンスペース」の指標が公園緑地面積となっておりますが、(P7の公園緑地)の記述とダブルですが、+αの指標が必要ではないでしょうか。河川敷、水辺は含みますか？	オープンスペースの指標につきましては、環境基本計画の改訂の過程において、今後の進行管理を考慮し、経年的に実態を把握できる指標の検討を行った結果、公園緑地の面積としたところで。
	(p17)……駅周辺の放置自転車改善のため。駐輪場の整備に努めています。とあるが、「駅」や大店舗やパチンコ店等への設置義務の条例化を考えていないのか。	総合的放置自転車対策の中で、駐輪場の附置義務の条例化を検討しております。
都市気温	(p8)年間平均気温を都市部、郊外部で比較していますが、測定地点を明記してください。(場所不明)	市内気温は、環境大気測定局で常時観測しています。「川崎区」が川崎市公害監視センター(川崎区宮本町 2-25)、「幸区」が幸保健福祉センター(幸区戸手 2-12-11)、「宮前区」が鷺沼プール(宮前区土橋 2-1-1)及び「麻生区」が弘法松公園(麻生区百合丘 2-10)です。

### 3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	p35 円グラフが他(p77など)と異なり、立体的かつ色の差がないため、理解しづらいので、p77のようにみやすく改善してほしい。	御指摘の件を踏まえまして、分かりやすい記述に努めます。
	エコ商品を開発して、地球環境を守ろう。エコ商品の開発で経済の活性化を図りながら、地球環境を守ろうという考えです。	使用済みのペットボトルを化学的に分解し、従来のペットボトル原料樹脂と同等の品質を有する樹脂に精製する企業、あるいは、これまで再生できなかった古紙を原料としてトイレットペーパーなどを製造する企業等を、川崎の臨海部に誘致し、先駆的な技術によってリサイクルする企業に対して支援しています。
	市民1人当たりの排出量が全国の2倍なのに、国と同じ削減目標(90年対比6%削減)では、国際的な本市の責任を果たすことは出来ない。二酸化炭素の排出量の約8割を占めている産業部門の大幅な削減が必要である。	京都議定書の削減目標では、森林の吸収効果(基準年総排出量比約 3.9%)を見込んでいますが、市内ではこのような吸収効果が見込めない中で、本市の目標値(6%削減)は地域からの取組として意義のあるものと考えています。 また、温室効果ガスの削減は、市民、事業者等全ての主体による取組が必要であると考えています。
	(p8, p102)酸性雨について、NOx、SOxについての記述はありますが、アルカリ性物質(SP M等)や脱硝装置等に使用されているアンモニアなどの影響や関係をも、みるべきではないか。	酸性雨に影響を与えるものとして、御指摘の通り、様々な物質があります。ここで、NOx、SOxを指標としてあげているのは、市で行っている調査等により排出量の予測がつかく物質であり、排出量の多さから影響が大きいと考えられている物質であるためです。
	(p102)表中の11月のPH値が従来に比して、高くなっているがコメントはないのか。	11月は、雨の日が2日しかなく、そのうちの1日の降雨量が非常に多い状況でした。一般的に降雨量が多くなると雨は清浄になります。結果として他の月よりpHが高くなる現象が生じたものと考えられます。
	定期的な二酸化炭素等の排出量の実態把握調査の実施に基づいて、今後実態がこの年次報告書で報告されることになる。地球環境保全行動計画の改訂後は、温暖化防止のために講じた施策等とともに公表され、施策等の効果などについても知ることが出来ることを期待する。	温室効果ガスの排出量の把握は、行動計画に掲げるステップ・バイ・ステップによる削減方策の基礎となるものと考えていますので、今後とも、排出量の把握と年次報告書等による公表に努めていきます。
資源・廃棄物	p40 ゴミの総量が増えているのは大変問題であり、行動計画は策定中のようなが、王禅寺をたてかえるのではなく、1ヶ所削減しても大丈夫な位、本腰を入れてゴミ減量に具体的、抜本的対策をうつべきと考える。	より一層のごみの減量化に向け、今後策定を予定していません「行動計画」において、市民・事業者・行政の三者が役割分担のもと協働し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

項目	市民意見要旨	対応措置
資源・廃棄物	<p>2010 年度における、産業廃棄物の発生量を 99 年度レベル抑制・維持するのが目標となっているが、もっと削減率を高めるべきである。</p>	<p>1999（平成 11）年度調査時における産業廃棄物発生量の将来予測では、2010（平成 22）年度の産業廃棄物の発生量は増加する見込みとなっており、政策手段や事業者の主体的な取組等により増加分を削減し、1999（平成 11）年度の発生量を維持することを目標としました。また、産業廃棄物の発生抑制に加え、再資源化率の向上や最終処分率の低減も目標としております。</p>
	<p>現行のペットボトルは透明で軽量の割には、堅固で極めて飲料容器に適していると思いますが、ただ、1 回限りの使い捨てでは資源の無駄使いである。これを、各家庭で、各人が何回でも再利用することを提案したい。水筒の代わりに持ち歩くことも習慣づけたいところです。そのためには、できるだけ多くの場所に飲料水（またはお茶など）の自動充填機を設置できればと考えます。</p> <p>ごみ焼却炉拡張予算やペットボトル回収再資源化のための補助金の一部をまわすことで、かなりの数の自動充填機の設定が可能ではないでしょうか。具体的な検討を提案します。</p>	<p>ペットボトルの再利用を促進する手法の一つと考えますが、本市で実施する場合には、自動充填機の設置場所、維持管理、費用対効果など、いくつかの課題が考えられます。これら課題の解決やその他の手法も踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。</p>
	<p>一般廃棄物について、統計上（数字的に）は減少しているも、量から見れば増加しているものと考えられる。（現状では計り用がない）。各家より出される廃棄物については、袋に記名された「エフ」を添付することを義務付けること。（有料・無料は問わない）</p>	<p>エフ添付の義務化につきましては、一般的にはごみの有料化の際、排出者責任を明確にする手法の一つとして導入するケースが多いと認識しております。本市におきましても実施する施策に応じ、エフ添付の必要性、市民の皆様の負担（プライバシー問題）などを動かし、総合的に検討してまいりたいと考えております。</p>
	<p>臨海地区のゼロエミッション団地になぜ川崎の物が搬入されないのだろう。回収したものが遠く他県に行くのはなぜか？</p>	<p>現在、市が収集しておりますペットボトルについては、容器包装リサイクル法による資源化が行われており、この法律では、集められたペットボトルは市内の保管施設ごとに全国の資源化業者間で競争入札される仕組みとなっています。したがって、近年の実績では、市が収集したペットボトルが、川崎市ではなく他都市の資源化業者によってリサイクルされることが多い状況にあります。</p>
	<p>コンポスト化容器の持続的な利用がされていない現状があり、利用促進のための情報や、購入後のフォローが不足している。各区役所で窓口を設け、年 2～3 回の現場での講習会の実施など積極な家庭系の生ごみ減量対策をとるべきである。</p>	<p>本市のごみの組成（重量比）は生ごみ 4 割と高い比率となっており、資源循環を目指す廃棄物施策の観点からも生ごみコンポスト化容器の普及促進は重要と考えています。使用方法に苦慮している方等のため、2003（平成 15）年度から生ごみ堆肥化の楽しさを理解していただくため、購入者の体験談や、講師を招き講習会を開催しております。</p>
	<p>正しい分別収集についての普及啓発については、印刷物によるものがほとんどですが、資源物の徹底した分別を図るため、各区 2 人以上の行政担当者と、10 人以上の市民による資源化推進委員などが必要と考える。廃棄物減量指導員の機能が硬直化している今、廃棄物減量指導員への予算を徐々に減らし、新たに、意思ある市民による委員体制の設置が必要かと思われる。又、収集車の放送で、分別を呼びかけるのも有効ではないか。</p>	<p>ごみの適正排出や資源化の推進については、地域住民と市とのパイプ役である廃棄物減量指導員の皆様に活動をお願いしており、一定の成果は得られていると考えております。</p> <p>しかし、廃棄物減量指導員の活動が地域住民に知られていないなどのために、廃棄物減量指導員が活動を躊躇することもあっておりますので、より一層の周知に努めてまいります。また、廃棄物減量指導員の活動の活性化を図るため、廃棄物減量指導員以外の市民の参加など、より効果的な取組につきましても検討してまいります。</p> <p>収集車からの分別広報については、これまでの市民からの指摘もあり難しいと考えられますが、効果的な広報の手法について検討していきたいと考えています。</p>
	<p>粗大ごみ減量対策について、4 月からの有料化にあわせ、リサイクルビレッジを有効利用するべきと考える。現在の無料・抽選では、利用しづらい点がある。使える家具を展示し、有料にしてすぐに持ち帰れるようにする。有償ボランティアなどによる修理コーナーや、持ち込んだら処理料を無料にするなど、リサイクルビレッジ利用促進の方策をとるべきと考える。</p>	<p>リサイクルビレッジは、1990（平成 2）年の「ごみ非常事態」宣言後の取組の一つとして、粗大ゴミの減量やリサイクル型社会構築を推進するため、1991（平成 3）年に開設されたもので、市が収集した家具類等の粗大ゴミの中で、再利用が可能な物を希望者に広く知っていただくために一定期間展示をし、希望者に抽選により無料で譲与しています。御要望の件は、種々の課題を整理する必要がありますが、検討される課題と考えています。</p>
	<p>家庭や造園業者からでる剪定枝や落ち葉が資源として有効利用されていない。民間業者の支援などによる経済的手法を使った方策が必要かと思う。</p>	<p>剪定枝や落ち葉などの資源化については、環境負荷の低減、資源の有効利用の観点からその必要性を認識しているところです。しかしながら、具体的な施策を検討するにあたっては、費用対効果や成果品の安定的な利用先の確保などの課題を抱えており、まずこれらの課題について優先的に取組む必要があると考えております。</p>



項目	市民意見要旨	対応措置
資源・廃棄物	蛍光灯・農薬・塗料など有害廃棄物の回収システムが必要と考える。	本市では、昨年9月から、有害廃棄物の適正な処理方策として、在宅医療に伴い発生する使用済み注射針や廃薬剤について、薬局による自主回収の取組が始まっております。現在、適正な処理ルートが構築されていないその他の有害廃棄物については、まず事業者が有害物質を含まない製品を作ること、そしてその回収については製造事業者自ら行うシステムを構築することが肝要ですので、他自治体等と協議しながら適正処理システムの構築に向け働きかけてまいりたいと考えております。
	小学校・各区役所・市役所の給食・食堂の調理くず残渣を堆肥化する方策が遅れている。電動処理機より、コンポストの設置など化石エネルギーを使わない堆肥化の方策をとるべきと考える。	現在、一部の小学校、病院では、処理能力などの関係から電動生ごみ処理機を導入し、調理くず残渣の資源化を図っております。今後は、市役所などの公共施設や集合住宅などにおけるモデル事業の実施を検討するなど、更なる生ごみの資源化の促進に努めてまいります。
	モデル事業などによる、家庭系生ゴミの収集の試みが必要。ごみ減量化資源化の施策で最も必要で手薄なのが、人の配置と考える。各区に熱意ある行政と意思ある市民の連携による推進委員会などの組織をつくり、人から人への伝達するのが最良の方法と考える。	家庭系ごみの大きな割合を占める生ごみの減量化・資源化は重要な課題であると考えております。そこで、今後は生ごみの減量化・資源化について高い意識を持った市民・事業者の方々とともに、市役所などの公共施設や集合住宅などにおいて、モデル事業の実施に向けた検討を行ってまいります。
	ダイオキシンの絶対量を減らし、焼却灰の埋立地の延命化を図る最大の対策は、ごみの減量化（分別し、再使用、リサイクル等）を推進していくことであると考える。	ダイオキシン類の削減による環境負荷を低減し、限りある最終処分場の延命化を図るため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とする施策を実施してまいります。
	リサイクルパーク麻生の機種選定について、ガス化溶融炉の導入の理由として焼却灰埋立地の延命化を掲げていますが、ごみの減量を進めることが、最大の対策であり、溶融炉の建設ではありません。ごみ減量化の方向もあり、安全面に疑問があり、莫大な費用がかかる溶融炉をすぐに決めるのではなく、再検討すべきと考えます。	資源循環型社会の構築を目指し、ごみの資源化減量化を図っていくことが前提になりますが、やむを得ず排出されたごみについては適正に処理しなければならないことから、リサイクルパークあさおを建設する計画となっております。計画では、処理されたごみの焼却灰を減容化することにより埋立処分場の延命化も視野に入れております。炉の選定については、廃棄物の専門家で構成されたごみ焼却方式選定委員会で総合的多角的な見地からの検討を行い、中間とりまとめではガス化溶融炉（分離方式）が選定されました。引き続き、詳細な選定評価を行っていく予定となっております。
エネルギー	今後、表裏一体の「環境とエネルギー」へ力を入れてはどうか。	本市では地域として地球環境保全に貢献するため、新エネルギーの導入など推進するための基本方針を示す「川崎市新エネルギービジョン」を策定し、市民・事業者・行政の協力によって、環境にやさしい持続可能な都市の実現に取り組んでおります。
	ごみ発電の高効率化への回収も一層力を入れてはどうか。	ごみ発電の効率は、設備や焼却されるごみの種類によっても変わるため、適切な設備や効果的なごみの焼却について検討が必要であると考えております。 なお、市ごみ焼却施設における発電については、できる限り高効率化を図ってまいります。
	ESCO、新エネルギーの高い目標を掲げては、また、多摩、麻生などで「大都市型、バイオマス+太陽光特区」への取組を検討できないか。	新エネルギーの導入目標については、既に「川崎市新エネルギービジョン」において、市域に潜在的に存在しているエネルギーの量から、経済的制約、制度的課題等の解決を前提にした2010（平成22）年までの努力目標を定めております。対象とする分野は、太陽光発電、太陽熱利用、河川温度差エネルギーの利用、ごみ処理排熱の利用、下水熱の利用、コージェネレーション、クリーンエネルギー自動車、緑化（緑被率）です。 ESCO事業の取組については、導入も含めて今後検討を進めたいと考えています。 バイオマスや太陽光など新エネルギーは、分散型のエネルギーの特徴がありますので、構造改革特別区域制度は、地域のなかでこれらのエネルギーをネットワーク化し、有効に活用するための有効な手法のひとつとして考えられますので、今後の研究課題とさせていただきます。
	市施設における自然エネルギーの導入は、毎年いくつかが実現しています。さらに望むことは、市民が太陽光発電や太陽熱温水器を住宅に導入しやすいように普及啓発や補助金などの施策の工夫が必要で	太陽光発電及び太陽熱高度利用システムについては、財団法人新エネルギー財団の助成制度がありますので、新エネルギー財団と連携しながら、さらなる普及促進に努めてまいります。 なお、本市では、住宅における自然エネルギーを利用する設備の設置、普及させるため、「川崎市民間住宅資金融資制度」を実施しており、毎年5月頃に「市政だより」に掲載して制度利用の普及に努めております。

項目	市民意見要旨	対応措置
エネルギー	自治体は自然エネルギーの導入にもっと積極的に取り組む必要があります（基本計画に自然エネルギー導入の目標値は入らなかったのですが、今後は、目標値を掲げることも必要となります）。自然エネルギーは地域特性によりさまざまですが、太陽光発電以外には、臨海部に風力発電設置の可能性について検討して欲しいと思います。	川崎臨海部においては、羽田空港の航空機の離着陸に伴う建造物の高さ制限などの制約がありますが、風況や風力発電システムの技術的開発動向等を考慮しながら、設置の可能性について研究してまいります。
水循環	p 7 3 雨水浸透マスに助成等の予定はないのか？	本市におきましては、浄化槽から公共下水道に接続する場合において、排水設備を設置するにあたり助成金・貸付金融資産制度があります。（浸透型でも可） 既存の雨水マスを浸透型に変える場合につきましては、助成制度はございません。 参考：公共下水道（公道上）による雨水浸透マスの設置が所数（2003（平成 15）年 9 月現在）は 66 か所です。
	p 1 1 6 節水コマも、もっとPRを。	イベントで節水コマを配布したり、検針票の余白を利用して御案内を掲載するなどして、より一層のPRに努めます。

#### 4 基本計画の総合的推進施策

項目	市民意見要旨	対応措置
環境教育・環境学習	ドイツでは、学校で省エネ、節水、ゴミ減らしをして、光熱水道費やゴミ料金を節約したら、節約した分の半額を学校に報奨金として戻す制度がある。この運動は、学童を通じて一般家庭にも環境教育効果をもたらす。努力がはっきり数値に出ることが大切だ。	1 1998（平成 10）年、川崎市地球環境保全行動計画推進会議が「川崎市地球環境保全行動計画」の推進を目的に発足しました。事業者、市民、行政、学校の 4 部会のうち学校部会では、次のような活動を行っています。 ・（財）省エネルギーセンターの協力を得て、市立小中学校を中心に現在 27 校が「省エネ共和国」に登録しています。校内に設置されたエネルギー表示器（＝省エネナビ）を活用した省エネ活動や各校独自の省エネ活動を推進するとともに、家庭、地域への省エネ活動への発信や連携を図るなどの活動を行っています。 ・電力使用量（1 分単位）を料金で表示する「省エネナビ」の活用をはじめ、省エネ意識を喚起するため、すべての市立学校へ各月ごとの電力使用量を年間 2 回に分けて知らせています。 ・各学校での省エネの取組や緑化、廃棄物に関する取組についてアンケート調査を実施し、優れた取組の広報を図っています。
	省エネ、環境教育が学校で行われることは、将来に大きな期待が持てるし、大切なことですが、次から次と、新しい電化製品がはららんしている。 便利さを求めるものは、とびつかが本来の目的が達せるなら買い替える気がなくも、修理より買った方が安いという時代。売ればよい、売るためには手段を選ばずで、家庭の中は、すぐ「ゴミ」になるものがはららんしていると言えます。生活者で私たちも、判断し、決断力を養う必要がある。その訴えをどうすべきか。	2（財）省エネルギーセンターより省エネルギー教育推進モデル校の募集があり、市立小学校 5 校、市立中学校 2 校がモデル校の指定を受け、研究推進に当たっています。「省エネナビ」を活用した省エネ活動、各校独自の省エネ活動の推進、家庭、地域への省エネ活動への発信や連携・推進等の活動を行っています。 3 川崎市地球環境保全行動計画推進会議の主催により川崎市地球環境フォーラムが行われています。学校部会として、省エネ推進モデル校の省エネ活動の実践事例の報告や、省エネ活動、環境に関わる市内小学生の社会科作品の展示等に取り組みました。 環境問題の解決には、今後ますます環境教育・学習の役割が大変重要となります。環境問題に関する学習内容や情報は、多岐・多様にわたり、大変広範囲であります。利便性や効率性の追求だけではなく、物を大切に長く使うなど、身近な所でのライフスタイルから環境を考えることも必要であると思えます。

項目	市民意見要旨	対応措置
環境教育・環境学習	<p>環境教育は、幼児期には自然体験・健康増進、小学校では省エネ・ごみ減量対策などに的を絞り、幼少の内に自然体で、永続的な環境にやさしい生活習慣を身につけさせることが肝要と考えます。できるだけ多数の参加（NPO、ボランティア、企業・法人など）が可能な組織作りの必要性を痛感します。</p>	<p>幼稚園での自然体験や健康増進に関する活動、小学校での資源の有効利用などは、それぞれの教育課程に位置付けられていて、発達段階に応じて具体的な学習活動を行っています。</p> <p>本市では、特色ある学校づくりを進めていますが、環境学習に関わって地域の方々に授業に協力をいただいたり、地域を活動の場所とした取組も行われたりしています。また、市内の事業者の協力により、省エネやエコクッキングなどの取組も積極的に行われています。</p> <p>廃棄物行政に限らず今後の環境行政においては、環境教育や環境学習が重要な課題であると認識しております。そこで今後は、環境教育や環境学習の推進に向け、計画段階から市民・事業者・行政が協働し、多くの方々が参加できる学習会などについて、積極的に取組んでまいりたいと考えております。</p>
	<p>学校などでは、設置した太陽光発電施設を環境教育に取り入れ、もっと活用されることを期待します。このような事例があるなら載せると良い。</p>	<p>市立学校での太陽光による発電施設を利用した環境教育につきましては、次のような取組があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 荻宿小学校 <p>太陽光による発電施設による発電量はわずかなものですが、自然エネルギーの活用の意義を話したり、日常的に省エネ活動を継続していくために意識付けたりしています。今後、これらの活動を基に、「総合的な学習の時間」における環境学習の導入やエネルギー問題の問題解決的な学習の事例として取り上げて行くことも考えています。</p> </li> <li>○ 富士見中学校 <p>発電施設による電力を利用して、通常は校内の2か所の照明器具に使われ、緊急時（停電等）にも対応するように設置されています。この照明器具には、スイッチ部分に太陽光発電によるものであることが掲示され、省エネ活動の意識付けとして利用しています。</p> </li> <li>○ 橘高校 <p>「環境にやさしく」をコンセプトに、校舎改築がなされました。現在、天候が好条件の場合、電力使用量の1/3がまかなわれています。ソーラーシステムの意義や学校に取り入れられているシステム、発電量等については、生徒の目にしやすい場所に常時表示しています。</p> <p>また、校舎の増築の際、太陽光を利用した施設を設置するとともに、環境教育の教材として活用していくよう努めています。</p> </li> </ul>
	<p>市民側から学校側へ「総合的な学習の時間」での連携を図ろうとしたとき、現状では大変な労力を要する。区毎で各学校がどういった総合学習の取組をしているか、地域／市民への協力希望内容等が、どこかで一覧的に集まっているとアプローチしやすい。</p>	<p>市立小中学校では、各教科、領域、「総合的な学習の時間」で、特色ある学校づくり、地域との連携等により、環境教育を教育課程に位置付けてきているところがあります。地域で環境問題に取り組む人々や市民団体、関係局の方をゲストティーチャーとして授業に招いたり、児童生徒がそれらの活動を見学したりして、調査活動や表現活動を行う実践も報告されています。各学校の取組については、学校のホームページにも掲載しているところもあります。</p> <p>「総合的な学習の時間」での各学校の環境教育の取組については、教育委員会事務局指導課でその概要を把握しています。</p> <p>また、地球環境保全行動計画推進会議の中に、事業者部会、市民部会、学校部会、行政部会を設置し、連携しながら地球温暖化防止に向けた取組を行っていますが、この部会での活動を通して、市民と学校の連携をさらに図ってまいります。</p>
	<p>情報提供の手段として、従来の紙メディア等の他に、ITを活用した情報交換・交流の場がさらに有効と考える。</p>	<p>市では、2003（平成15）年10月に環境教育・学習のホームページを立ち上げまして、市における環境教育・学習の取組状況等を掲載しています。現在は一方通行の情報提供ですが、今後は双方向の情報の発信を図ってまいります。</p>



項目	市民意見要旨	対応措置
環境教育・環境学習	<p>環境学習センター等（p140）は、財政状況により、なかなか進まないようであるが、学習環境整備が重要である。例えば、以下のような財政にあまり負担がかからない方法でも、まず始めることが必要である。</p> <p>e x）場所は、中原区のがんセンター（市民館建物4F）が移転するので空きスペースを活用する。駅にも近く、便利である。人材は、地域環境リーダー養成講座卒業生や地球環境保全行動計画の市民部会のメンバーなどと連携する。みなさん、活躍の場を求めている。</p>	<p>2003(平成15)年4月に市民活動の全市の拠点として「財団法人かわさき市民活動センター」を開設し、環境関係団体をはじめ多くの市民活動団体に御利用いただいております。自然環境関係・生活環境関係の活動団体のネットワーク化もほぼ完了しており、このネットワークを活用した環境学習も考えられます。活動の場につきましては、同センターをはじめ、市内に58館ある「こども文化センター」も御利用できますので、御活用ください。</p> <p>また、環境学習の拠点としては、現在、二ヶ領せせらぎ館、橋りサイクルコミュニティセンター、公害研究所などが、その役割を果たしています。今後は、これら施設等の一層の活用に努めてまいります。</p>
	<p>p46 小学生用《環境副読本》について、過去に「公害の街・川崎市」という歴史を持つことから、全国の公害の歴史について記事をぜひもっと詳しく載せて欲しい。また、新しい環境保全のための科学技術や最先端製品を小学生の教材に積極的に掲載して欲しい。</p> <p>《くらしとごみ》についても、年々環境保全に関しても新しい技術や法律や制度が出来ているので毎年改定して新しい情報を掲載して欲しいです。例えば、土壌汚染の法律、家電でもパソコンの廃棄処理、ペットボトルのリサイクル技術等々。</p>	<p>小学生用の「環境副読本」の14ページに日本と川崎市の公害の歴史を載せてあります。市の副読本は自分たちの地域について自分たちで調べることによって視点の置いた作りになっています。御指摘の点につきましては、副読本を見直す段階で検討したいと思います。</p> <p>また、社会科副読本「くらしとごみ」は、ごみの減量や処理方法、リサイクルについて学習してもらうために作成し、小学校中学年を対象に配布しております。掲載する内容については、毎年小学校の先生方と検討しておりますが、新しい制度等の導入や情報の掲載についても検討してまいります。</p>
	<p>p47 地域の中の事業所の環境教育に対して関して取組が不十分な気がした。企業と連携した環境保全活動と環境教育の推進をすべきではないでしょうか。</p>	<p>本市においては、地球環境保全行動計画推進会議の中に、各々の主体が事業者部会、市民部会、学校部会、行政部会を設置し、連携しながら地球温暖化防止に向けた取組を行っています。</p> <p>今後は、これらの部会間の連携と協調をさらに強化しながら、環境保全活動、環境教育の推進を図ってまいります。</p>
	<p>p47《地域環境リーダー育成講座》の修了者を対象とした《フォローアップ講座》のより一層の幅広い展開を希望したい。2003年は開催されたのでしょうか？2004年の開催予定は在るのでしょうか？フォローアップ講座では参加者自らが具体的なプログラムとテーマと講師を選択できるような内容にして欲しい。</p>	<p>2003（平成15）年度フォローアップ講座は、2004（平成16）年3月20日に開催いたします。</p> <p>2004（平成16）年度も開催する予定ですが、企画の段階から地域環境リーダーの参加を考えています。</p>
	<p>p49「川崎らしい歴史的文化的資源や自然資源の選定等による環境教育・環境学習の促進」の中にどうして《二ヶ領用水路》が含まれていないのか。川崎のこの歴史的近代化遺産の価値を広めるためにもっと環境教育の・環境学の教材として取り上げるべきだと思いました。そればかりでなく、小学校の総合学習の中に、二ヶ領の主要な歴史遺跡や歴史ガイドの案内板の設置されている地点を見学、自然との共生を体験することは素晴らしい環境教育の一貫となると思っています。</p>	<p>主に、小学校・中学年の社会科で、地域の人々のくらしの向上に尽くした先人の働きや苦心を学習する際、小泉次太夫の事績として、二ヶ領用水を市内の多くの学校で取り上げています。</p> <p>二ヶ領用水本川は、何か所かに親水公園が設けられ、校外学習の場所になっています。</p> <p>また、本川近隣の学校では、クリーンアップ活動を展開しているところもあります。</p> <p>二ヶ領用水は、川崎らしい文化遺産として、環境学習の有用な素材であるといえます。</p> <p>なお、年次報告書では、49ページの「平瀬川、矢上川、多摩川等の河川における環境学習」の中に、二ヶ領用水路も含まれています。二ヶ領せせらぎ館が環境学習の拠点となっており、二ヶ領用水路も体験学習の場として環境調査を実施しております。</p>
市民参加（パートナーシップ）	<p>市民・事業者・市のパートナーシップですが、報告書を見る限り「市」がリードしているかに見えるが、果たしてそうでしょうか？地球温暖化防止の面で言えば、行政のリードで市民部会・学校部会・事業者部会・行政部会が一本になって市民のパワーが上手く発揮されているのでしょうか？地球環境フォーラムも一つの場にそれぞれ顔を出しているだけではないか？</p>	<p>市民・事業者・市のパートナーシップの形成を促進するためには、各主体のコミュニケーションが重要であると考えておりますが、現在の地球環境保全行動計画推進会議は、各主体の独自の取組が中心となっており、ご指摘のとおり各主体のコミュニケーションが不足している点も見受けられます。現在作業を進めています行動計画の改訂の中で、各主体のコミュニケーションが図ることができる推進体制を検討したいと考えています。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
市民参加 (パートナーシップ)	<p>環境パートナーシップは有効に作動しているでしょうか？パートナーシップの構築は大変に難しいテーマです。特に市民にとってはカネもチカラもなく、といって行政にも限界がある中で、正直いって進んでいないのでは？</p>	<p>「環境パートナーシップかわさき」は、市、市民及び事業者の協働による環境に関する地域の活動を促進するための協議組織の場として2001（平成13）年6月に設置しました。この組織は、交流組織、提言組織、情報媒介組織としての役割を担っています。</p>
	<p>p54 パートナーシップかわさきも、どのように活用されているのか疑問。（教えてほしい。）</p>	<p>現在は2期目となりますが、第1期では、情報の交換を行ったほか、ごみ・リサイクル、大気汚染等環境問題、パートナーシップ、水と緑の保全の4つをテーマについて、市民、事業者、市職員の3者の協働により、意見や要望等を取りまとめた報告書を作成しています。</p>
	<p>自主的発展の支援を本気でやるなら計画を作り報告書を出すだけでは何も前進しません。「市長先頭の旗を自らが振る」ことで、初めて推進に勢いがつくというものではないか</p>	<p>市民活動の重要性は充分認識しており、必要不可欠と考えております。川崎市におきましては、2003（平成15）年4月に行政と市民との中間支援組織として「財団法人かわさき市民活動センター」を開設し、場の提供・情報の提供・各種活動相談等、市民活動の支援を行っているところでございます。現在、同センターにおいては、各活動団体間の情報交換などを目的に自然環境関係・生活環境関係のネットワーク化もほぼ完了しておりますので、このネットワークを活用した事業も可能になると思われまます。今後もあらゆる分野の市民活動支援の拡充に向けた方策を検討してまいりたいと考えております。</p>
	<p>p47 各種リーダー育成を継続的に行っているのは評価するが、他自治体のように、そのリーダーを出前講師として活用、派遣するなど、有効なものにしてほしい。（現在では、自主性にゆだねられているため）</p>	<p>現在、市には118名の地域環境リーダーがおりますが、今まではネットワークがなく、受け皿も十分ではありませんでした。2003（平成15）年度は、ネットワーク化を図りました。今後は、地域環境リーダー育成講座やフォローアップ講座などの企画運営や環境教育・学習の拠点において活躍できる場の提供を考えています。</p>
基本計画	<p>自然環境の一部を占める人体の破壊、健康被害が増加している事実については、市政の根本問題として重大視する必要がある。その意味で、より具体的な3つの環境像のうちの一つ、「健康な市民生活が営めるまち」の実現は、最優先課題でなければならない。</p>	<p>川崎市環境基本計画では、環境政策の目標となる全市の望ましい環境像を「人と環境が共生する都市・かわさき」と定めています。「人と環境が共生する都市・かわさき」は、よりよい環境をつくり育てるとともに、暮らしや事業活動、都市づくりのそれぞれの場で環境と共生するシステムの確立を図り、いきいきとした活力ある市民生活が営まれ、将来にわたる質的向上を目指すまちであり、「健康な市民生活が営める安全なまち」、「うるおいとやすらぎのある快適なまち」、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」と3つの環境像から形成されています。従いまして、いずれの環境像についても、その実現が重要であると考えています。</p>
	<p>苫小牧のタンク火災をはじめ、各地でコンビナートの災害対策が問題となっている。川崎市のこれまでの公害・環境対策の成果も、一旦大規模災害が勃発すれば吹き飛んでしまう。コンビナートにおける安全対策を、環境基本計画の中にきちんと位置付け、その点検状況を毎年市民に知らせるべきである。</p>	<p>苫小牧のタンク火災と同型のタンクを保有する事業所のタンクの検査を実施し、問題のないことを確認しております。また、各地のコンビナートで災害が発生し、川崎市内に類似の施設がある場合は、臨時的立入検査を実施し、安全を確認しています。危険物施設の立入検査実施状況については、消防年報に掲載しております。</p> <p>なお、1994（平成6）年に策定した環境基本計画では、「都市災害の防止」を環境要素のひとつに掲げておりましたが、都市災害の防止は、環境の範疇を超える重要なテーマであり、環境分野とは別に基本的な計画を策定し、取組が行われる必要があることから、2002（平成14）年10月の改訂において、環境基本計画の対象から除いています。</p>
	<p>「環境基本計画」自体、希望的数値目標の総花的羅列であり、市民の努力を引き出す魅力的な計画とはなっていない。もっと重点をしぼり、市民に訴えかける必要がある。例えば、私は、「緑の保全」と「環境教育」に重点をおくべきだと思っている。</p>	<p>2002（平成14）年10月に改訂しました「環境基本計画」では、優先的に解決すべき緊急性の高い分野、特段の対応が求められる分野を重点分野として掲げています。</p> <p>「緑の保全・回復」は環境要素に係る重点分野に、「環境教育・環境学習の推進」は政策手段に係る重点分野に掲げています。</p>
	<p>《快適なまち》といいながら川崎がどんな街になったら「快適なまち」になるのか、基本理念がないのではないかと？例えば、一方で環境教育のページで「ピオトープ」という言葉を多用しながら、他方では二ヶ領用水の護岸工事しか環境保全の対象領域（環境保護範囲）としていない間違いを犯している。</p>	<p>二ヶ領用水につきましては、水辺環境に配慮した親水整備を行うことで、環境教育の場となるものと考えます。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
基本計画	<p>P80の「建造物の影響」の中で、電波やビル風や日照や光害などを列挙しながら巨大なビル建造物が立つことによって壊される「景観」という視点がないのは大きな間違いである。景観とは、地域における歴史的に形成された自然的・文化的環境の全体を意味する……ものです。P128の中の「環境影響評価法」という制度がありながら、環境要素と環境項目の理念的統一性がないために、一つの建造物によって「景観環境」への評価が完全に欠落しています。是非とも川崎が全国に先駆けて環境基本計画の概念の中に「景観環境」を導入しませんか。</p>	<p>国は今後の景観行政や取組への基本姿勢として「美しい国づくり政策大綱」を公表しました。また、景観に関する基本法の制定も予定されています。社会情勢や国や各自治体の今後の動向を見極めながら、景観の要素を含めた施策を検討する必要があります。</p> <p>なお、本市の環境基本計画においては、「都市景観」を「都市アメニティ」に係る環境項目の一つに掲げ、「建物や緑のデザインに配慮した都市空間や個性ある景観が保たれていること」と「屋外広告物等がまちの美観と調和し、良好な道路空間が創出されていること」を計画目標としています。</p>
全般・構成・表現	<p>年次報告は1年1年確実に目標に向かって進んでいるという継続性が市民に分かるように報告いただきたい。</p>	<p>重点分野につきましては、2000（平成12）年以降の経年推移や重点目標との比較等を掲載していますが、今後とも分かりやすい記述に努めてまいります。</p>
	<p>計画は別として、施策と実践行動、成果と評価（反省）の関係と分析が不十分で報告内容全体を弱めている。</p>	<p>環境基本計画年次報告書は、環境基本条例に基づき、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成、公表しています。2002（平成14）年に改訂した環境基本計画では、計画目標の達成状況を図る指標と施策の進捗状況を図る指標により、成果と評価を現していますが、今後とも、分かりやすい工夫に努めてまいります。</p>
	<p>現在問題となっている久地の大規模開発が二ヶ領用水の景観と歴史遺跡（明治以前の大辻樋や分量樋のあった場所は至近距離）に与える環境評価を考えれば市当局の開発推進に対する厳しい態度があってしかるべきかと考えます。年次報告書ではこの点、突っ込んだ指摘と方向性を示していただきたいと思えます。</p>	<p>御指摘の久地地区における開発につきましては（仮称）久地プロジェクトとして川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価方法書の手続を行ったところですが、二ヶ領用水等は、この計画において開発の区域外であり手をつけることではありません。</p> <p>今後、二ヶ領用水等を含む周辺への環境影響につきましては、事業者の責任において環境影響評価準備書として作成され、市に提出されましたら、市はこれを縦覧し、市民の皆様から提出される意見等を踏まえ、市長意見（環境影響評価審査書）を公表してまいります。</p> <p>また、環境基本計画年次報告書は、環境基本条例に基づき、市の環境の現状と環境の保全及び創造に関して講じた施策等を取りまとめているもので、開発に対する指摘や方向性は、関係法令や各分野で策定している計画を御覧願います。</p>
	<p>大変立派でボリュームがあるので、一般市民には読みこなせず、ダイジェスト版を作成するか、巻末に未達成、数値悪化のものに限って、赤字などで見やすくまとめるなど、工夫を希望する。（何をもちて未達成とするかが難しく、断念した自治体もあると聞いている）</p> <p>章分けも難しいので、わかりやすい言葉、表現になるとよい。個別対応開始は、大変良い制度と考える。</p>	<p>2003年度版年次報告書は、2002（平成14）年に改訂した環境基本計画に沿って構成や内容を見直しで作成したため、総ページ数が従来の年次報告書より増えました。</p> <p>経費の関係から、本編と概要版の両方の配布を前提に作成することは困難ですが、本市の環境の現状と施策の実施状況を広く御理解いただくため、今後とも、市民の皆様の見解も参考にしながら、発行方法や表現方法等を工夫していきたいと考えています。</p> <p>なお、目標の達成状況につきましては、p5～p9に概要を掲載しています。</p> <p>また、個別回答の実施につきましては、より多くの意見書を提出していただくため、2003年度版年次報告書において試行的に実施しました。</p>
	<p>改訂環境基本計画に基づく年次報告書がどのように変わったかという点、読みやすくなったと感じた。</p>	<p>今後とも、市民の方々の御意見を参考に、分かりやすい記述に努めてまいります。</p>
	<p>川崎市の望ましい環境像は、「人と環境が共生する都市」とされているが、公害は一向に減らず被害は増え続け、北部の緑の喪失も止まることを知らない。また南部では臨海部再編の中、新たな公害源も生まれている。個々の対策の評価だけでなく、全体と基本的方向に対する点検・評価も必要ではないか。</p>	<p>2002（平成14）年に改訂した環境基本計画では、計画目標の達成状況を図る指標と施策の進捗状況を図る指標により、施策の成果と評価を現すことになりました。</p> <p>環境基本計画の進行管理の中で、環境政策審議会による点検・評価が、全体と基本的方向に対するものと考えています。</p>
	<p>年次報告書の中に記載されている、市民意見とこれに対する市の対応措置は、概要であって全てではない。同じ趣旨のものは代表でも良いが、そうでない場合は網羅すべきである。</p>	<p>市民の方々から提出された意見書につきましては、出来る限り掲載したいと考えていますが、ページ数の関係から主な意見を掲載しています。</p>
	<p>年次報告書は、2002年度と2003年度にもかかっており、まとめたのは何月何日現在として、各報告を統一して欲しい。その方が次年度の時に意見も書きやすい。</p>	<p>御指摘のように、内容によって取りまとめ時期が異なるものもありますので、今後、統一したいと考えています。</p>



項目	市民意見要旨	対応措置
その他	<p>防災環境の面から、近々予想されている大地震等の災害に拍車をかける電柱・架線・ケーブル等の妨害は、避難場所への移動・誘導又は救急車・消防車等の妨害は人命に係わる事が明らかです。国の白書にも電柱・架線・ケーブル等の加重災害の事は何ひとつ触れられていない、これは環境の盲点でしょう、もっと真摯に取り組まなければならないと思います。</p>	<p>本市におきましては、現計画の「新電線類地中化計画」を含め、これまでに電線類企業者の単独の事業として約25.5km、道路管理者の電線共同溝整備事業として約7.7km、市全体として約33kmの道路が地中化されております。</p> <p>今後につきましても、基本的には国主導で新たに計画中の「無電中化推進計画」に基づき地中化を行っていきたくと考えておりますが、厳しい財政状況から道路ネットワークの整備等、事業の優先順位を踏まえながら、①基本的に人口密集地の沿道利用が固定されている地域、②駅周辺などの歩行者の多い路線、③地上機器の設置が可能な幹線道路などを、電線類管理者の了解を得ながら、都市計画道路の整備や景観整備等の事業とともに進めていく必要があると考えています。</p>
	<p>行政エコオフィス計画も、p119によれば効果があまりあがっていない。グリーン購入の達成率とエコオフィスをどのように実施していくつもりか。</p>	<p>エコオフィス計画については、庁内で省エネの取組を進めており、ガス使用量など使用量の減少が見られるものもありますが、電子市役所構想に基づくOA機器の導入等により、電気使用量が増加するなどの結果となっています。このため、より一層の省エネの取組を進めるため、職員の意識啓発を強化するとともに、効率的なエネルギー使用に向けた、庁舎の省エネ診断に取組んでいきます。</p> <p>グリーン購入については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改訂内容を踏まえながら、「川崎市グリーン購入推進方針」の見直しを行い、取組の強化を図ってまいります。</p>
	<p>大企業から吐き出される公害や有害化学物質・地球温暖化物質が市民の健康と環境を破壊している元凶である。にもかかわらず、ここの「パートナーシップ」や「自主的な努力」を呼び掛けるだけでは、限界がある。法的にもっと厳しい規制を加えて行くべきである。</p>	<p>事業所への対応については、各種規制のほか、自主的な取組を促すことが重要であるとと考えています。2000年12月に施行した公害防止等生活環境の保全に関する条例では、公害の発生を未然に防止するための各種規制を整備するとともに、環境配慮の提出や環境負荷低減行動計画書の作成等事業所の自主的な取組を促す制度を整備しています。</p> <p>また、有害大気汚染物質の削減対策については、事業者の自主管理による削減や市条例における一部の物質についての排出規制基準に基づく指導により一定の効果が現れているところです。</p> <p>現在、国においてベンゼン等4物質の環境基準や水銀等4物質の指針値が定められていますが、他の物質については疫学的見地での知見の収集を行っている段階です。したがって、国の今後の動向を踏まえて、本市における有害大気汚染物質に対するより一層の削減対策を検討してまいります。</p>
	<p>シックハウス症候群がようやく日本でも認識されるようになりましたが、喘息との関係についての研究は行われているのでしょうか？</p>	<p>シックハウス症候群の原因としては、建材等から発生する化学物質の他、ダニ、真菌、ペットなど様々な因子が指摘されており、それらの一部の物質が気管支喘息など既存のアレルギー関連疾患の感作物質又は増悪因子であると指摘されています。</p> <p>しかし、症状発生の仕組みをはじめ未解明な部分が多く、現在各分野において調査研究が急がれているところです。</p>
	<p>(p133) &lt;衛生研究所における調査研究結果&gt;において、PM2.5の件についての報告、結果はないのですか。</p>	<p>花粉の調査は重力法（Durham 式標準花粉捕集器及びIs-Rotary 式捕集器）を採用しております。この方法は、ワセリンを塗布したスライドガラスを24時間野外に放置し、これに落下付着した花粉をゲンチアナバイオレット・グリセリンゼリーで染色して、光学顕微鏡により計測したものを、1cm<sup>2</sup>あたりの付着個数で示す方法です。</p> <p>したがって、浮遊粒子状物質の調査方法とは異なりまますので、PM2.5については調査しておりません。</p>